

ふるさと探訪

県指定重要文化財

法用寺三重塔 一棟



所有者 法用寺

所在地 大沼郡会津高田町大字雀林字二番山下三五五一

会津地域に現存している唯一の塔遺構といわれ、禪宗様の三ツ斗、三手先斗栱、二重の繁榑を使用した軒の深い建築で、各組手ごとに尾榑をおき、斗栱の間にはそれぞれ間斗二個を詰めて配するなど、応用部分も多く、禪宗様の末期的手法に成ったものといつてよい。

初層天井裏でとどめる懸柱式で、全高は十九メートルあるといわれ、各層には高欄を省略した縁を回らし、第二層には腰組を付するなど、工事の粗密が併存している。軒の繁榑も初層と第二層は平行榑を採用しながら第三層は扇榑である。

なお初層には内陣に祭壇を組み、釈迦三尊を祀っている。

この建物の建立年代についての棟札墨書板の類は見当たらないが、藩政時代、寺社奉行に提出した調書の写しといわれる天台宗「寺縁起」(会津若松市常光寺保存)及び「新編会津風土記」などの記載によると、安永元年の起工で同九年(一七八〇)の竣工と記録され、寺の創立以来再々建に当たるといわれる。

形状 木造、三層宝形造、銅板葺(もところ板葺)、方三間。